

平成30年第1回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	平成30年8月6日			
本会議の会期	平成30年8月6日から8月6日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成30年8月6日 午前10時00分		議長 佐藤盛雄
	閉会	平成30年8月6日 午前11時08分		議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 室井亜男	4番 星政征		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 室井 哲	税務課長兼会計管理者 星 健一
	参事兼健康福祉課長 星 修二	産業課長 玉川 武之	建設課長 渡部 芳夫	教育委員会教育長 星 敏恵
	教育次長 只浦 孝行	農業委員会事務局長 渡部 浩市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一	書記 室井 徳人		
	書記 芳賀 和也			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成30年第1回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：平成30年8月6日（月）午前10時開会

開 会
開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

3 番 室 井 亜 男

4 番 星 政 征

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第2号））

日程第 5

議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第3号）

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちご連絡申し上げます。今臨時会の説明のため出席を求めた町民課長、渡部善一君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

お知らせします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回下郷町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、室井亜男君及び4番、星政征君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会におきましては、議案2件をご提案いたしました。慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、平成30年7月豪雨など梅雨前線による豪雨、台風第5号、6号、7号及び8号による一連の気象現象は、平成30年5月20日から7月10日かけて全国各地に甚大な被害をもたらし、当該災害は激甚災害として指定されました。ここに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降の主な出来事についてご報告をさせ

ていただきます。6月29日に町役場において、沼尾シェッド直轄修繕代行事業引継式が執り行われました。式では、赤森充郡山国道事務所長から工事完了の報告がなされ、関係資料一式が本町へ引き継がれました。今後とも地域住民皆様の安全、安心な暮らしを守るため、点検等に力を入れてまいる所存であります。

同じく、6月29日に元福島県企画調整部長、現復興庁企画官、近藤貴幸氏を講師にお招きし、「稼ぎ地方創生、農業・観光業が今後の鍵」をテーマに地方創生講演会をふれあいセンターで開催したところであります。稼ぐところに人が集まる傾向がある中、各地域が自らの強み、弱みを分析し、工夫してチャレンジすることが重要というご講演をいただき、聴講に訪れた約80名の方々にとっても有意義な講演会であったものと考えております。

7月8日には、福島県消防操法南会津地方大会がだいくらスキー場駐車場を会場に開催されました。本町消防団からは、ポンプ車操法の部に塩生班が、小型ポンプ操法の部に大内班がそれぞれ出場し、両チームとも日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮し、塩生班が準優勝、大内班が優勝の成績をおさめられました。大会に出場するに当たり、選手の皆様には長期間にわたり早朝からの訓練を行うなど、そのご努力に対し、またその間陰で支えてこられた団員や婦人消防隊、ご家族、そして地域の方々のご支援に対し、改めて敬意を表する次第であります。

7月27日には、大内宿町並み展示館において下郷町、下郷町商工会、株式会社東邦銀行の3者による包括連携協定を締結したところであります。連携協定の内容は、観光資源を活用した交流人口の拡大、地域経済の活性化、創業支援、定住促進と子育て支援、地域社会の発展、住民サービスの向上の5項目からなり、3者が相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生や震災からの復興、地域活性化、住民サービスの向上に資することを目的とするものであります。本協定をもとに、町づくりのさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、本年は気象庁が「災害と認識している」と表明するなど、異例の猛暑が続き、現在町内の水道施設においては水不足が懸念されております。防災行政無線などを通じて町民の皆様には節水のご協力をお願いしているところでありますが、その対策に遺漏なきように努めてまいります。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第2号））でございますが、先ほどご報告申し上げました福島県消防操法南会津地方大会小型ポンプ操法の部で大内班が見事優勝し、来る8月26日に福島県消防学校を会場として開催される県大会に南会津郡を代表して出場することが決定いたしました。これに伴い、県大会出場に向けた所要額を非常備消防費において202万5,000円を増額し、予備費より調整をしたもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年7月20日付で専決処分い

たしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、さきの第2回定例会においてご議決を賜りました林道大峠線の災害復旧工事におきまして、去る7月10日、5社からなる指名競争入札を執行したところであります。しかしながら、入札が不調となりましたことから検討を重ねたところ、当初採用した積みブロック工法は一般的で主流な工法であります。今回の現場は特に狭隘急峻な現場の条件のもとで、人力による施工量も多いことから、機械による施工量を多くし、より作業効率性と安全性が確保できるL型擁壁による施工に工法を変更するため、事業費の補正をお願いするものであります。林業施設現年災害復旧費において、当該事業費400万円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本臨時会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

日程第4 議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第2号））

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第2号））の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君、本件についての説明を求めます。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案につきまして議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第2号））でございますが、去る7月8日に開催されました福島県消防操法南会津地方大会小型ポンプ操法の部で大内班が優勝し、来る8月26日に福島県消防学校を会場として開催される県大会に南会津郡を代表して出場することが決定いたしました。これに伴い、県大会出場に向けた所要額を、6ページをお開きいただきまして、非常備消防費において202万5,000円を増額し、予備費により調整をしたもので、歳出予算の総額に変更はございません。

補正の内容でございますが、3節職員手当等40万円につきましては、職員の超過勤務手当でございます。9節旅費につきましては、大会出場に係る普通旅費20万8,000円、消防団員に対する出動手当93万5,000円を、11節需用費につきましては、操法競技用の消耗品費4万7,000円、出場選手用の被服費6万円をそれぞれ補正したものでございます。14節使用料及び賃借料、自動車借上料25万1,000円につきましては、大会当日のバス借上料でございます。18節備品購入費、消防用備品12万4,000円につきましては、操法用のホ

ース購入費でございます。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年7月20日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1つ聞きたいのだけれども、優勝はおめでとうございますということなのだけれども、この予算がきょうの臨時議会と一緒に一般会計でやることはできなかったのかと。予算をとるのはいいのですが、この臨時議会というものがもう少し早くわかったと思うのですが、それと一緒にできなかったのか、この1点だけお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 3番議員さんのご質問にお答えいたします。

7月20日に専決処分しておりますが、今の室井議員の質問ですと、本日の臨時会の期日で間に合わなかったのかというご質問でございますが、1点目は事前打ち合わせ、あと公式練習が7月26日から開始するというので、その日程には間に合わなかったと。

あともう一点は、バスの借上げの手続きが夏休みの間になってバスの手配がなかなかつかないということで、あらかじめ早目に手続きをしたいということで、7月20日付の専決させていただきました。よろしくお願いたします。

○3番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 大内班優勝おめでとうございます。

この出動手当、今副町長より7月26日からの公式練習ということでございましたが、これ日数的には公式練習期間と、それから当日ですか、大会当日も含まれるのかもしれませんが、そこいら辺のその日数どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 出動手当の日数でございますが、公式練習で平日の公式練習が20日間、それで休日の公式練習が5日間を見込んでおります。そのほかに、事前打ち合わせ会、あと大会当日等々の積算にしております、出動手当が93万5,000円ほど計上しております。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

○8番（猪股謙喜君） なし。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第2号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第3号)

○議長(佐藤盛雄君) 日程第5、議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) 7ページをお開きいただきたいと思います。議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第3号)でございますが、11ページをお開きいただきまして、さきの第2回定例会におきましてご議決を賜りました林道大峠線の災害復旧工事につきまして、11款災害復旧費、2目林業施設現年災害復旧費において当該事業費400万円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤盛雄君) 次に、議案第47号に係る資料の提出がありましたので、説明を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長(玉川武之君) 皆さん、どうもおはようございます。お手元にお配りしております議案第47号の資料、図面がお配りされておるかと思いますが、そちらにつきましてご説明していきたいと思っております。

幾つか図面がありますが、まず青色が当初計画ということで、赤色が変更計画ということで中身になっておりまして、工法の変更を行ってございます。青色が当初採用した積みブロック工法ということで、災害復旧等に関しましてはごく一般的な工法であり、主流な工法であるというような中身になっております。今回の現場は、特に狭隘並びに急峻な条件の中での施工であり、また人力による掘削、ブロック積みなど人力による施工量が

多くなっている当初設計の内容でございました。

今回不調になりましたので、関係機関にご指導いただきまして、助言いただきまして、機械での作業路を開設するなどして、機械による工事施工量を多くし、より作業効率性と安全性が確保できる工法への変更を助言いただきましたので、L型擁壁による施工に工法を変更するため、事業費の補正をお願いしていただきたく予算の計上を図ったところでございます。

まず、図面の左上をごらんいただきたいと思います。平面図となっておりますが、大変申しわけございません。平成30年度の赤字の下に「林道林道」となっておりますが、大峠林道の災害復旧延長となっております。まず、長さですが、11メートルとなっております。まず青いほう、当初計画でございますが、こちらブロック積み工ということで、おおむね11メートルほど予定してございました。青い区間が計画の区間でございまして、ごらんいただきますと右手方向から林道が来ますが、こちらが野際並びに日暮滝の方面となっております。左側から入ってきまして、右側に抜けていきまして、大峠の山頂は右側方向となっております。標高は、ここにはちょっと見づらいのですが、1,200メートル程度ということで、かなり高い地域での施工となっております。

ちょっと見にくいのですが、まず青の中にナンバーゼロからナンバー11というふうにご覧いただきまして、こちら幅員が約3メートル60ほどございます。ちょうど3番から7番、11番に至る間につきましてはかなり崩落しておりまして、図面上よくここではちょっと確認できませんが、7番あたりにもクラックが入っている状況で、おおむね道路幅の半分ぐらいまではもう既にえぐれて崩れているというような状況の図面でございます。

谷側を見ますと、青いこちらでいうとブロック積みを外に張り出しているような形となっておりますが、これがブロック積みの位置図というふうな形になってございます。

下の段行きますと、縦断図ということで、大体の勾配が載ってございます。縦断図がございまして、勾配等の中身、横から見た図面となっております。

青色がブロック積みの図面ございまして、下といたしますか、約3分の1の下部分がこれ基礎工の部分、そこから上に向かってブロック積みを人力で積み上げていくというような内容になってございました。

上の平面図と見比べていただくとわかると思いますが、今回赤いほう変更しておりますが、人力による作業量を減らして、なるべく機械による作業によりまして、効率性、安全性を上げていくというような内容でございまして、左手のほうから作業道を掘削して現場の道路の下まで入っていくというような内容になっております。掘削道路が約9メートルとなっておりますが、一部上の平面図でいきますと、左下の部分も赤いちょっとラインが入っておりますが、この辺まで張り出しておりていくというような内容となっております。作業道の掘削につきましては、大体15%程度で下までおりていって掘削していくというような内容の図面でございます。

当初の設計によりますと、人力による掘削ということで、命綱なり使って道路の上側もしくはサイド側からおりていって、人力による掘削並びに上の底盤の部分は機械作業も幾分入っておりますが、人力による作業ということで掘削作業、並びに基礎部分も

人力によるというような内容になってございます。

続きまして、右上ごらんいただきたいと思います。擁壁工の標準横断図となっております、ちょっとわかりにくくはなっておりますが、青いほうがまず当初計画のブロック積みでございました。内容から申しますと、人力で掘削していきまして、底盤、約5メートルちょっと下がっておりますが、基礎コンクリート打ちまして、そこから人力により仮設足場をつくりながら、ここでいうと三角の図面で左上方向に上がっていきまして、積み上げていくというような内容になってございました。今回見直した案件によりまして、作業道で機械で重機でおりにきまして、赤い擁壁でございますが、ここでいうと約2メートル50となっております、擁壁を建てて、建てる前には当然この基礎工ということで位置も上がっておりますが、基礎工を打ちまして、路盤を安定させながら擁壁工を上に乗せるというようなおおむねの流れになってございます。この中では、斜め左上方向にラインが入っております。ちょうど基礎の間を抜けて擁壁の底盤通っておりますが、これが支持岩盤ということで、岩盤線になっております。こちら目視もできておりますので、しっかりした岩盤が出ているというような内容の設計になってございます。

右下行きますと、こちらは防護壁工ということで、青、赤それぞれありますが、一部L型にかえたということで、多少変わっておりますが、内容的にはほぼ同じということでございます。

赤いほうの路肩の詳細図ということで、これ防護柵工のところに数字が入っております。150並びに120、30となっておりますが、120が砂利で30が舗装工ということになっております。

上の図面見ますと、青だけの舗装になっておりますが、当然こちちょっと赤かぶせると見づらかったものですから、舗装はいずれも行うというような内容になっているところでございます。

機械量を多くしまして、底盤のコンクリートにつきましては、一部どちらも人力による作業は残っておりますが、機械による掘削によりまして、L型擁壁の置ける位置まで作業機械がおりにきまして、そこで安定したところなるべく機械量を多くしたというような工事の変更となっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　ちょっと申し上げますけれども、この図面では我々まずわからないということですが、まずは、1つは、我々にその現場の生の写真があったならばやっぱり見せていただきたい、生の写真。撮ってあるのでしょうか。そういう写真もなくて、これが土建屋さんの設計をやる人だったらわかるのでしょうかけれども、我々あなたに、課長にこれ説明を受けても全然わからない。正直言った話。そういうことではございますが、現場の写真があったら見せていただきたい、どういう状況なのか。私も、その写真とか見てまいりましたけれども、なかなか容易でない工法というのか、工事現場である

と。

もう一つは、積みブロック工法と今課長が説明あったわけですが、人的の作業が多いと。今回L型工法にして機械が多いということになれば、あなたの説明では安全性がない、危ない、よくもそういうような危ない工法で危険な状況なのが700万円の予算をつかって指名業者にとってくださいという心がまずわからない。最初からやはり安全性をとるという方法をやらないで、いきなりそう、不調だから、業者が悪い、そういうものではないだろうと。學町長になってから、建設の入札が初めて不調に終わったわけでございます。相当やっぱり反省をしなければならない、このように思っております。

まず、1つ大きく聞くのですが、不調に終わった大きな理由は何でしょうか。業者さんだつて、この仕事やって少しはもうけなければならぬ、人夫も使わなければならぬ。そういうようなことでもって、とりたい。それをとらないで、それを不調にして投げた大きな理由は何でしょうか。自分たちの仕事の業者さんが手いっぱい持っているからとらなかったのか、ここが先ほど課長が説明した危ないからとらなかったのか、どのようなことでもとらなかったのか、もう少し大きくやっぱり深くこの内容というものを私は調べてみる必要があるのではないだろうかと、このように思います。

そういうようなことをいろいろ質問しますけれども、個々のひび割れたところがいつ役場として誰が見つけたのか、そこからの話だと思っております。雪解けなのか、去年割れていたのか、または登山者に教えられたのか、役場の人が行ったのか。日暮滝の下まで水道の検査全てでもっていくとは思いますが、あそこからはなかなか上までは用がないと行かない。いつ誰がこの状況を見つけたのか、まず教えていただくようお願い申し上げます。

もう一つは、6月の定例議会で測量設計というものがどなたかやってこの700万円という数字は出したと思っておりますが、業者さんに任せられたのか。または、役場の測量設計で職員に出させたのか、どちらだったのか。この測量設計のやり方というものがあまりにも甘かったのか、こういうように思いますが、誰がやったのか。

また、今回400万円の増額をするわけでございますが、L型工法でやったわけですが、測量設計というものが、設計というものが役場でやったのか、またはどこの業者でやったのか、はっきりと教えていただきますようお願いを申し上げます。

もう一つは、不調に終わった業者がいるわけでございますが、今回400万円ですから、約1,100万円の増額工事費になるわけですが、この前不調に終わった業者というものが変わるのか変わらないのか、こういうことは教えられないかわかりませんが、そういうようなことが私たちは疑問に思うところもないわけではないのです。答弁難しかったら結構ですが、そういうようなことも今回の予算を出した場合、この前の業者さんが不調に終わった。今回増額をしたということになれば、業者さんというものがどのようになるのか。答弁できなかつたらこれは結構ですが、そういうようなことも考えざるを得ないということでもあります。

もう一つは、6月の定例議会で、質問の中で金額が安いのではないだろうかとということもまで我々は質問をしてございます。会議録にも載っております。三倉山の山開き

まで中止をして、ひび割れを知ったからということで早くやりなさいよというようなことで、7月、8月700万円ぐらいならできるであろう。9月、10月の紅葉時期までには間に合うであろう。三倉山の登山に行きたいという人から電話があったりして困るから、早く終わらせてくださいよというようなことも質問をいたしました。そのひび割れをしたところの山岸のほうに石垣が積まれています。私写真ちょっと見たのですが、その石垣の上に鉄骨のあれがあって、そこに網がかかっています。その網がかかっている後ろ側がひび割れをしているという話も聞くのです、私は。そういうところまで見て、今回の予算というか、こういうふうな工法というものが、そのひび割れとは違うと思うのですが、石垣の上の鉄骨の網のかかった後ろ側が石崩れたり何かするからそこにやったのでしょうか、何か後ろ側がひび割れをしていると、割れていると。雨が降ったらそこが抜けてくるのではないだろうか、こういうようなことまで話に聞くのですが、そういうところまで見ているのかどうか。

いろんなことを質問をいたしましたが、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） まず、積みブロック工法、安全性ということで最初にお話しただきましたが、積みブロック工法につきましては、災害復旧関係工事につきましてはごく主流な工法となっております。なおかつ、当然安全性につきましても、設計の中でいろんな形で考えてはおったかとは思ひます。しかしながら、今回の不調の理由ということで、関係機関並びに業者さんにもちょっとお聞きしましたところ、今回の場所が先ほどもありましたように特に狭くて、なおかつ急なところであること。谷側から強風が吹くそうです。こういった悪条件も重なる特殊な場所であること。また、積みブロック工は、比較的人力による施工量が多くなっております。作業効率的には人力ですので、乏しく、現場の状況から人員も確保もままならなかったのかなというふうに考えてございます。

また、繰り返すようで申しわけございませんが、この施工箇所、道路幅が狭くていわゆる機械による掘削の断面が最小限、人力によるものも最小限であるため、当初の設計でありますと、機械での作業量が乏しくなっておりまして、人力による部分が多いということで、いろんな観点から見まして、業者さんのほうの話にもなるかもしれませんが、現場状況また条件、あと設計内容とやっぱり現場の状況が隔離していたと言ひ過ぎかもしれませんが、非常に悪い場所であったため、不調に終わったのではないかなというふうに考えております。

続いて、いつ発見したかということですが、こちらうちのほうで再度よく調べましたら、まず発見日は4月27日でございます。連休以降林道をあけるとということで、4月25日に業者さんに土砂の撤去をお願いしております。その際には通行可能であったということでございますので、25日の夜から27日のまた朝方までというような内容にはなってくるのかなというふうに考えてございます。

続いて、測量設計でございますが、測量設計につきましては、田島測量さんのほうに業務委託をお願いしております。図面作成と田島測量さんのほうで設計していただい

たということです。積算に関しましては、町でその内容を加味しまして積算しているというような中身になってございます。

あと、ひび割れですが、うちのほうでも一部見てはございますが、今回の掘削の道路復旧には特段問題ないのかなというふうに感じておりますが、よくその辺は確認させていただいて、必要であればという部分は今後考えていきたいと思う、検討はしたいと思えます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

（何事か声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れですか。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 失礼しました。抜けておりました。

あと、業者さんの指名に関してですが、今回補正ということでご承認いただければ、その後町のほうで指名については考えていきたいと思えます。大変申しわけないのですが、今の段階では業者さんについての内容についてはちょっとお答えにくいかなというふうに考えております。

あと、フェンスの裏側のひび割れということですが、こちらは目視で確認しております。内容的には比較的小規模かなというふうに考えておりますが、構造上特には今のところ問題はないと思えますけれども、先ほども申しましたように、いろんなクラックがもしかしたらまだ隠れているのかもしれないので、その辺は今後よく検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 3番議員、写真というのはどうですか。

○3番（室井亜男君） 写真出してください。見せてください。

○議長（佐藤盛雄君） どうしますか。

（「写真、撮ったのあるでしょう」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） それでは、暫時休議して、今写真を回覧して回すようにします。

ただいまより休憩しまして、10分間休憩して10時55分再開します。（午前10時43分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前10時55分）

○議長（佐藤盛雄君） 先ほど現場写真を、提出してくださいという案件につきまして、課長よりお手元に写真の資料が配付されたと思えますが、写真につきまして産業課長、玉川武之君の説明を求めます。

玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 大変申しわけございません。写真を先ほどお配りさせていただきました。

この写真ですが、左上見ますとわかるように、崩落当時、4月の下旬の発見時の写真となっております。左上は、下方向から大峠方向を見たところでございます、この写真だけ見ますと一部クラック入っているのが目視、真ん中辺ですが、できますが、こんな感じかなというところなのではございますけれども、左下ごらんいただきたいと思っております。こちらのほうがえぐれる形で、上の舗装は一部残っているのですが、このような状態で崩落しているというような中身です。

こちらの林道、開設当時が昭和27年というふうになっておりまして、それ以降だと思っております、若干ここにある石積みがこの割れているところの向こう側と言うとおかしいのですけれども、石積み工の一部が目視できるような形になっております。当然災害復旧、原形復旧が原則であるということでございますので、積みブロック工法ということで当時積算してございます。

右上のほうは、今度は反対方向からごらんいただいたところですが、道路の向こう側に大きな岩盤がまず確認できます。この写真ではちょっとよく写っていないのですが、この岩盤から手前側、いわゆる道路の中間付近のちょっと下方向にですが、大きな岩盤線が現場に行きますと目視できるような形になっています。ちょっとブルーシートかぶっていますので、今はちょっと見れないかもしれませんが、このような状況になっているということでございます。

一番右下ごらんいただきますと、今ほど話あったのかもしれませんが、山手方向にはブロック積みの擁壁が建っている。また、この上にも勾配があつて土砂があるというような状況のお話をされたのかなというふうに考えてございます。

現場の状況については、ごらんのとおりとなっております。

また、4月下旬からもう数カ月たっておりまして、ブルーシートもかけて、なるべく被害の拡大を抑えておりますが、現場については若干この当時と多少なりとも変わっている可能性もあることをご承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 1つだけお伺いします。今年度中無理だなと非常に残念に思っているのですけれども、しっかりよろしくお伺いしたいというふうに思います。

現在うちらもいろんな行事で日暮滝までは行って、そこから下る形のコースでやっているのですけれども、あの辺に車が十数台、多分歩いてあちらに、大峠のほうに向かっている観光客といますか、登山家たちがいるのかなと思うのですけれども、その実態もしつかめていたら。

また、ここは完全にもう歩けない状態にされているのか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 現在この写真にはございませんが、いわゆるブロック擁壁で、今ちょうど右下の車がある地点あたりをふさいでおりますので、当然車での通行は無理

となっております。

ただ、今議員がおっしゃったように、日暮滝あたりに車を置いて、私も何回か行ってみましたが、人影がないということなので、大峠方向に登っている方もいるのかなと思っております。当然日暮滝の上ではバリケードをして、これ以上は通行、入山禁止ですよというような表示はしていますが、大変申しわけありませんが、歩いて行けるのかと言われますと、歩いて行く人もいるのかなというふうに思っております。

ただし、電話などでお問い合わせ多々いただいております。そのような方には、命の問題もございますので、行かないでくださいというふうに申し上げております。行っても、また帰ってくれる保障もございませんので、道のこの崩落の関係でございますので、通行不能というふうに申し上げているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 質問いたします。まず、不調の原因ということで課長から説明いただきましたが、この不調は、結果不調ですが、町の金額よりも高い入札であったのか、それとも参加業者がいなかったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、一般論としまして、同じ現場におきまして不調になった場合、こういう再入札という形で指名委員会がこれから参加業者を指名することになると思うのですが、この1回目の不調になった入札のときに参加した業者もこの2回目の入札には参加できる資格があるのかどうか、排除するのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） まず、当初の入札の結果の内容になっておりますが、当初の入札は5社を指名しまして、5社で行っております。

なお、設計額ございまして、入札価格がその設計額を当然下回らなかったものですから、入札不調というような内容となってございます。よろしく申し上げます。

あと、業者の変更ですが、これは先ほども申しましたように、今後検討する中身となっておりますので、今ここでどういうふうにするのかという内容につきましては、大変恐縮ですが、申し上げられないということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 入札の結果が町の金額よりもそれぞれ高かったという結果で不調に終わったということはお聞きしましたが、やはりその結果、今回議案に上がっている部分で可決すれば、指名委員会開かれて業者の指名という形になりますが、金額が400万円上乗せということになったので、課長が不調の原因に挙げたその人員の確保が間に合わなかったのが、機械を入れたと。機械の多用、人員の確保が間に合わなかったのではないかと課長の答弁ありました。今回機械で機械の工法、L型擁壁工というので、機械力を多く使う工法になったので、そういった心配はどうかというのが、払拭されるのかという予想はつきませんが、そうすると参加業者、入札参加、指名可能な業者とい

うのは、やはりその機械の取り扱いに長けた業者というか、なれている業者になるかと思うのですが、前はブロック積みということで、ブロック積みになれた業者の選定をしたのかなというふうには想像しますが、今度はブロック積みとは関係ない、機械技術に技術を持った業者がやはり指名されるべきではないのかなというふうな予想ですが、指名委員会で決めることなので、議員が何を言っても関係ないわけですが、これによって業者関係の話は教えられないということですが、仮に今回議決になって指名委員会を通して入札の予定日等、何月の上旬、中旬、下旬というのがありますが、いつごろ入札になるのか教えていただきます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） まず、前段でちょっとありました機械の作業に関しましては、考えているのは今バックハウでございますので、特段この業者でないにだめだとか、特別な技術が必要なのかという部分では、特にないのかなというふうに考えてございます。

あと、入札に関しましては、本日ご承認いただければ、発注関係ありますが、お盆もございまして、8月下旬ごろの予定になるのかなというふうに考えています。当然閲覧期間もございまして、早急には進めたいとは思いますが、遅くとも9月上旬までというところで早目に進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回下郷町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。(午前11時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月6日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員